

## 太陽光発電設備設置に係る関係法令等一覧

### 1 長野市が担当窓口となるもの

関係法令等	規制内容	担当窓口(電話番号)
「農地法」 第4条、第5条	農地に設置する場合は、転用許可の許可申請又は届出が必要です。なお、登記簿地目が農地以外であっても、現況農地の場合は同様の手続きが必要です。	農業委員会事務局 (026-224-5060) …第二庁舎8階
「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	農用地区域内農地における太陽光発電設備の設置は原則不許可です。ただし、営農型発電設備として設置する場合は上記のとおり農業委員会事務局において一時転用に限り許可する場合があります。この場合、農業政策課で一時転用許可に必要な意見書の交付手続きが必要です。なお、農業委員会事務局で非農地決定された土地に太陽光発電設備を設置する場合は、農業政策課において農用地区域からの除外手続きが必要です。	農業政策課 (026-224-5037) …第二庁舎8階
「森林法」 第10条の8	森林所有者や伐採行為者等は、地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合は、伐採行為を行う30～90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出して下さい。	森林いのしか対策課 (026-224-5040) …第二庁舎8階
「建築基準法」 第6条第1項、第48条、第88条第1項、第2項	土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を物品の保管その他屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。なお、都市計画区域内にあつては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の用途の規制を受けます。	建築指導課 (026-224-5048) …第二庁舎7階
「都市計画法」 第29条	建築物を建築する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ開発許可の手続きが必要です。	
「道路法」 第24条、第32条 「長野市法定外公共物の管理に関する条例」 第4条、第8条 「地方自治法」 第238条の5	事業計画地内に道路路がある場合は、付け替え、払い下げ手続きが必要です。道路路内の電柱等の設置は占用許可が必要となります。また、事業計画に関連して道路路の改修等が必要な場合は自営工事の承認が必要です。	監理課 (026-224-8724) …第二庁舎6階
「長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例」	風致地区内で設置する場合は、風致地区の規制に関する許可を受ける必要があります。	都市計画課 (026-224-5050) …第二庁舎5階
「地区計画」	地区計画区域内で設置する場合は、工事に着手する日の30日前までに地区計画の届出書を提出して下さい。	
「景観法」 第16条 「長野市の景観を守り育てる条例」 第10条	【事前協議】 ・太陽光発電パネルの面積(モジュール面積)が500㎡を超え1,000㎡未満の場合は工事に着手する60日前まで(パネル面積が1,000㎡以上の場合は、工事に着手する90日前まで)に事前協議書を提出して下さい。 (大門町南景観計画推進地区内は、パネルの面積が10㎡を超える場合に事前協議が必要です。工事に着手する90日前までに事前協議書を提出して下さい。なお、中央通りに面した部分には太陽光パネルが設置できません。) 【届出】 ・太陽光発電パネルの面積が500㎡を超える場合(大門町南景観計画推進地区内はパネル面積が10㎡を超える場合)は、上記の事前協議が終了した後、工事に着手する日の30日前までに届出書を提出して下さい。 ・3,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに届出書を提出して下さい。(土地の形質変更は事前協議不要)	まちづくり課 (026-224-7179) …第二庁舎5階
「長野市屋外広告物条例」	屋外広告物を表示・設置する場合は、一部の地域や屋外広告物を除きあらかじめ許可申請が必要です。 ※但し以下の基準に全て該当する場合は許可申請の適用除外となります。 ・表示面積が1面当たり0.5㎡以下かつ合計1㎡以下 ・地色の彩度8以下かつ使用する色の数が2以下 ・反射光のある素材を使用していないもの ・動向、点滅照明、ネオンその他これに類するものを使用していないもの ・「駐輪場」、「駐車場」、「入口」、「出口」など機能を表示するもの	
「公有地の拡大の推進に関する法律」 第4条	都市計画区域内の土地を有償で譲り渡そうとする場合には、対象となる土地の条件により、事前の届出が必要となります。	都市計画課 (026-224-5050) …第二庁舎5階
「土壌汚染対策法」 第4条	土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛り土等)の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、土地の形質変更着手の30日前までに届出が必要です。	環境保全温暖化対策課 (026-224-8034) …第二庁舎3階
「長野市公害防止条例」 第28条	自主的な土壌汚染状況の調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染対策法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合には、その結果及び対策の届出が必要です。	
「長野市自然環境保全条例」	保全地域内において設置する場合は、許可が必要です。 〔現在指定されている地域〕 飯綱高原自然環境保全地域(平成15年9月1日指定) ※戸隠地区と大岡地区については、本条例において保全地域として指定はしていませんが、旧村条例を引き継ぎ、それぞれの地区全域で各種行為(建築物等の新築・改築・増築、土地の形質変更、井戸の掘削など)が規制されています。	環境保全温暖化対策課 (026-224-5034) …第二庁舎3階
「長野市伝統環境保存条例」 第7条	事業計画地が伝統環境保存区域内に該当する場合は、当該行為をしようとする日の30日前までに、市長に届出をする必要があります。	観光文化財文化財課 (026-224-7013) …第二庁舎4階
「文化財保護法」 第125条、第139条 「長野県文化財保護条例」 第13条、第34条 「長野市文化財保護条例」 第14条、第35条	事業計画地が指定等文化財(主に史跡、名勝、天然記念物、国登録文化財等)に該当し、指定等文化財に対し現状変更を行う際には、あらかじめ国、県または市の許可を受ける必要があります。	
「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」 第4条、第6条、第7条	事業計画地が長野市伝統的建造物群保存地区に該当し、保存地区内で条例で定められた行為を行う場合は、あらかじめ規則の定めるところにより、市長の許可を受ける必要があります。	
関係法令等	規制内容	担当窓口(電話番号)
「文化財保護法」 第93条	事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届出が必要です。	観光文化財文化財課埋蔵文化財センター (026-284-0004) …長野市小島町1414
「国土利用計画法」 第23条	一定面積以上の大規模な土地取引等には、契約締結後、契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要です。	企画課 (026-224-5010) …第一庁舎6階
<b>※ 市道及び市管理の認定外道路や水路と隣接する場合は、官民境界が確定していないことがあるので必ず確認してください。</b>		
市道等との境界	内容	担当窓口(電話番号)
市道等との境界立会い申請	市道及び市管理の認定外道路や水路と、これに接する土地の境界を確定させる立会いを行うための申請です。	監理課 (026-224-8724) …第二庁舎6階

## 2 国・県が担当窓口となるもの

関係法令等	規制内容	担当窓口(電話番号)
「事業計画策定ガイドライン」(太陽光発電)	再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるには、「事業計画策定ガイドライン」に従って適切に事業を行う必要があります。	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」 第6条から第11条まで、第13条、第14条、第17条から第22条まで、第24条及び第26条から第28条まで並びに附則第5項から第7項まで、第9項及び第11項から第16項まで	(新規事業) 長野県内に出力10kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上等に設置されるものを除く。)を設置する場合は、事業構想段階で「事業基本計画書」を作成し、地域住民等への説明会を開催する必要があります。 また、特定区域内(*)に施設を設置する場合は事前の許可申請が、特定区域外に施設を設置する場合は事前の届出が必要です。 その他、維持管理計画の策定・公表、工事の届出、標識の掲示等が必要となります。  (既存事業) 令和6年3月31日以前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(既存太陽光発電施設)については、同年9月30日までに届出、維持管理計画の策定・公表、標識の掲示が必要です。 特定区域内の既存太陽光発電施設について変更をしようとするときは、地域住民等への説明会を開催するとともに、事前の許可申請等が必要です。 特定区域外の既存太陽光発電施設について届け出た内容を変更しようとするときは、事前の届出等が必要です。  *特定区域 民有林の区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地	長野県環境部ゼロカーボン推進室 (026-235-7179) 長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (026-234-9590)
「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 第29条	事業計画地が鳥獣保護区の特別保護地区内に該当する場合は、許可手続きが必要です。	長野地域振興局林務課 (026-234-9521)
「河川法」	河川区域内の土地を占有する場合や、河川保全区域内で工作物を新築または改築する場合などには、河川法に基づき河川管理者の許可が必要となります。  許可が必要となる例 【河川区域内】 ・河川の水を取水する場合(河川法第23条) ・土地を占有する場合(河川法第24条) ・河川の砂、ヨシなどを採取する場合(河川法第25条) ・工作物を新築または改築する場合(河川法第26条) ・盛土、切土のように土地の形状を変える場合(河川法第27条) など  【河川保全区域内】 ・土地の掘削、盛土または切土その他土地の形状を変更する行為(河川法第55条) ・工作物を新築または改築する場合(河川法第55条)	国土交通省千曲川河川事務所 (026-227-7611) (千曲川、犀川(両郡橋～落合橋間))  長野建設事務所維持管理課 (026-234-9539)
「自然公園法」 第20条、第21条	事業計画地が国立公園に該当する場合は、行為の許可が必要です。  妙高戸隠連山国立公園(飯綱、戸隠・鬼無里地区の一部)	環境省戸隠自然保護官事務所 (026-254-3060) 長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (026-234-9590)
「長野県自然環境保全条例」 第10条、第12条、第17条 「長野県立自然公園条例」 第8条、第20条	事業計画地が県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域に該当する場合は、許可又は届出が必要です。また、大規模開発行為(面積1haを超える土石の採取(土砂の搬出)等)を行う場合には、届出及び自然保護協定の締結が必要です。  逆谷地湿原(長野市と飯綱町の境) 旭山(平柴) 川柳將軍塚(篠ノ井石川) 聖山高原県立自然公園(聖山周辺)	長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (026-234-9590)
「長野県希少野生動植物保護条例」 第4条、第6条、第11条、第13条	指定希少野生動植物(80種類)を捕獲、採取、殺傷又は損傷しようとする場合は、届出が必要です。また、指定希少野生動植物(80種)のうち、特別指定希少野生動植物(20種類)の捕獲等は原則として禁止されています。	長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (026-234-9590)
「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」 第9条、第34条	事業計画地が国内希少野生動植物種の生息地である場合は、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならないとされています。また、捕獲等は原則として禁止されています。	環境省信越自然環境事務所野生生物課 (026-231-6573)
「地すべり等防止法」 第18条	事業計画地が地すべり防止区域内の場合は、行為の許可が必要です。	長野建設事務所維持管理課 (026-234-9539) 土尻川砂防事務所総務課 (篠ノ井・七二会・信更・小田切・大岡・信州新町・中条地域) (026-229-2511)
「砂防指定地管理条例」 第3条	事業計画地に砂防指定地がある場合は、行為の許可が必要です。	※地すべり防止区域については、長野地域振興局農地整備課・林務課が所管している場合もあります。
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 第7条	事業計画地に急傾斜地崩壊危険区域がある場合は、行為の許可が必要です。	
「森林法」 第10条の2、第26条	地域森林計画対象民有林内で1haを超える林地開発行為を行う場合は、県知事の許可が必要です。 なお、太陽光発電設備の設置に関わるものは0.5haを超える林地開発を行う場合は、県知事の許可が必要です。 保安林及び保安施設地区の区域内の立木を伐採する場合は県知事の許可が必要です。	長野地域振興局林務課 (026-234-9604)
「長野県水道水源保全条例」	水道水源保全地区内で土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛り土等)の面積の合計が1haを超えるものは、知事に協議し、その同意を得る必要があります。	長野県水大気環境課 (026-235-7176)
「長野県環境影響評価条例」	森林の区域等における敷地面積が20ha以上又は敷地面積が50ha以上の場合は、環境影響評価を実施することが必要です。	長野県環境部環境政策課 (026-235-7163)
「環境影響評価法」	太陽光発電の規模に応じて、環境影響評価を実施することが必要です。 【第一種事業】※必ず環境影響評価を行う事業 出力4万キロワット以上 【第二種事業】※環境影響評価が必要かどうかを個別に判断する事業 出力3万キロワット以上～4万キロワット未満	環境省大臣官房環境影響評価課 (03-3581-3351)
「電気事業法」	出力が50キロワット以上の場合は、電気主任技術者の選任及び保安規定の届出等が必要です。	中部近畿産業保安監督部 電力安全課 (052-951-2817)
「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」	一定規模以上の土砂等の盛土等を新たに施工しようとする場合は、条例に基づく手続き等が必要となります。 ●面積が3,000m <sup>2</sup> 以上または高さが5m以上の盛土等は、原則、知事の許可が必要です。 ●許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を土地の所有者に説明し、同意を得なければなりません。 ●許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を周辺の住民に周知するため、説明会を開催しなければなりません。	長野県建設部都市・まちづくり課 (026-235-7297)